

令和8年 No.42

○東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

令和6年度末退職教員の後任を特任教員化することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年3月26日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第10号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：令和6年度末退職教員の後任を特任教員化することに伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																
〔省略〕 第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野及び教育実践創成講座（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 別表第3 構成分野一覧 学校教育教員養成課程 <table><tr><th>教室名</th><th>構成員数</th><th>専任教員の構成分野名及び選出数</th><th>特任教員数</th></tr><tr><td>学校教育</td><td>10</td><td>学校教育学 9</td><td>1</td></tr></table> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年3月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>		教室名	構成員数	専任教員の構成分野名及び選出数	特任教員数	学校教育	10	学校教育学 9	1	〔省略〕 第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野及び教育実践創成講座（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 別表第3 構成分野一覧 学校教育教員養成課程 <table><tr><th>教室名</th><th>構成員数</th><th>専任教員の構成分野名及び選出数</th><th>特任教員数</th></tr><tr><td>学校教育</td><td>10</td><td>学校教育学 10</td><td></td></tr></table> 〔省略〕 〔省略〕		教室名	構成員数	専任教員の構成分野名及び選出数	特任教員数	学校教育	10	学校教育学 10	
教室名	構成員数	専任教員の構成分野名及び選出数	特任教員数																
学校教育	10	学校教育学 9	1																
教室名	構成員数	専任教員の構成分野名及び選出数	特任教員数																
学校教育	10	学校教育学 10																	